

調理師試験の受験に必要な「調理業務従事者証明書」を 取得できない場合の対応について

1. 行政相談

私は、調理関係の仕事を長く勤めていることから、調理師資格の取得を考えている。調理師試験を受けるためには、2年以上の実務経験が必要であり、受験願書に「調理業務従事証明書」を添付して都道府県知事に提出することとされている。

前の勤務先の経営者は「忙しい」として対応してくれず、また、今の勤務先の上司からは「資格取得すると退職されてしまう」と言われるなど、勤務先に当該証明書の記入を頼めない状況となっている。

私と同じく勤務先の都合で当該証明書を作成してもらえず試験を受験できない人は多くいると思われるため、このような場合でも受験できるような環境を整備してほしい。

(注) 調理師試験を受けようとする者は、都道府県知事の定める規則等に基づき、受験願書に調理師法施行規則で定める施設又は営業において二年以上調理の業務に従事したことを証する書類（調理業務従事証明書）等を添付しなければならない。

2. 前回会議の意見を踏まえた厚生労働省の対応状況

前回、6月15日の行政苦情救済推進会議の議論を踏まえた厚生労働省の回答は以下のとおりである。

本件について検討を行うには、総務省への相談事例と同様の事例の有無について、全都道府県等に対し聴取するとともに、同様の事例が有ると回答した都道府県等に対し、その対応内容を詳しく聴取することが必要である。

こうした聴取を行った上で、どのような対応が可能かについて考えることとしたい。

(参考)

前回会議(6月15日)における委員及び厚生労働省の主な意見

<委員の意見>

- ・ 施設長が受験資格を与えるに当たって、一定の役割を果たしてくれることを前提としているにもかかわらず、施設長の意向次第で証明書を出しても出さなくても良いとなり得ることは、試験の仕組みとしていかがなものか。
- ・ 施設長からの証明が得られない事態は、事務連絡で示されている場合以外にも、今回のように施設長との関係がこじれている事例など様々考えられる。2年以上調理の業務に従事していたことを証明できる信用性のある代替資料が十分に整っているならば、第三者による証明も認めるのが筋ではないか。
- ・ 現在でも例外措置として第三者による証明を認めているのであれば、施設長側に問題があつて証明が得られないという場合も救済される必要性がある。原則が崩れては困るということで、救済すべき対象が狭くなっているのではないか。
- ・ 事務連絡で示された3つの要件だけでは狭く、救済の手段についてももう少し工夫できないか。なんとか救済するための合理的な道筋を作っていただきたい。本件のようなケースが仮に一人であっても、救済されないのは良くないと思うので、少し丁寧に検討いただきたい。制度から条文を読むとこう運用することが当たり前と見えても、運営する高い目線ではなく、制度の適用を受ける側の目線からものを考えてほしい。

<厚生労働省の意見>

- ・ 調理師の資質の担保のため、飲食店等での2年以上の調理業務の従事を調理師試験の受験に必要な要件としており、その証明は施設長に求めることが最も妥当性が高く重要であり、制度の根幹であると考えている。第三者による証明を認めると、この資質を十分に担保できず、法の趣旨が損なわれる懸念がある。
- ・ 現行上、第三者による証明を認めているのは、施設長がいない、自分が施設長という極めて例外的な場合である。
- ・ 都道府県を通じて当省に寄せられている相談は年に1件あるかないかである。施設長が恣意的に運用しているとは思いがたいが、制度に則って適切に運用することを大前提に、改めて自治体を通じて周知を図りたい。
- ・ 施設長が証明を拒否しているというケースでは、自治体に対して、施設長と本人との間に立って対応するようお願いしている。そういった形で、施設長に問題がある場合でも救済する道筋はあるかと思う。
- ・ 施設長の証明を原理原則とした上で、今回の相談あるいは委員からのご指摘も踏まえ、救済されるべき方が1人であっても救済されるような運用のあり方を検討していきたい。

<関係法令等>**○ 調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）（抄）**

（目的）

第 1 条 この法律は、調理師の資格等を定めて調理の業務に従事する者の資質を向上させることにより調理技術の合理的な発達を図り、もつて国民の食生活の向上に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律で「調理師」とは、調理師の名称を用いて調理の業務に従事することができる者として都道府県知事の免許を受けた者をいう。

（調理師の免許）

第 3 条 調理師の免許は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その申請に基づいて都道府県知事が与える。

一 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 57 条（高等学校の入学資格）に規定する者で、都道府県知事の指定する調理師養成施設において、1 年以上、調理、栄養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識及び技能を修得したもの

二 学校教育法第 57 条に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて 2 年以上調理の業務に従事した後、調理師試験に合格したもの

（調理師試験）

第 3 条の 2 調理師試験は、厚生労働大臣の定める基準により、調理、栄養及び衛生に関して必要な知識及び技能について、都道府県知事が行う。

2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、調理師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして厚生労働大臣があらかじめ指定する者（以下「指定試験機関」という。）に試験事務の全部又は一部を行わせることができる。

3～5 （略）

（名称の使用制限）

第 8 条 調理師でなければ、調理師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

（調理師の設置）

第 8 条の 2 多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものの設置者又は営業者は、当該施設又は営業における調理の業務を行わせるため、当該施設又は営業の施設ごとに、調理師を置くように努めなければならない。

○ 調理師法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 46 号）（抄）

（施設又は営業の指定）

第 4 条 法第 3 条第 2 号、法第 5 条の 2 第 1 項及び法第 8 条の 2 に規定する厚生労働省令で定める施設又は営業は、次のとおりとする。

- 一 寄宿舍、学校、病院等の施設であつて飲食物を調理して供与するもの
- 二 食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 35 条第 1 号、第 4 号、第 25 号又は第 26 号に掲げる営業（喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を除く。）

○ A 県調理師法施行細則（抄）

（受験の手續）

第 2 条 調理師法（昭和 33 年法律第 147 号。以下「法」という。）第 3 条の 2 第 1 項の規定により行う調理師試験（以下「調理師試験」という。）を受けようとする者は、知事が別に定める願書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、当該調理師試験前において直近に行われた調理師試験に係る受験願書を知事に提出したことを証する書類を添付するとき

一～二 （略）

三 調理師法施行規則第 4 条で定める施設又は営業において 2 年以上調理の業務に従事した者であることを証する書類

○ 「調理師試験の受験資格について」（令和 2 年 2 月 7 日付け各都道府県衛生主管部（局）等宛て厚生労働省健康局健康課栄養指導室事務連絡）（抄）

2 調理業務従事証明書の証明について

調理業務従事証明書は、…の施設に勤務していたことを証明するものではなく、…の施設において「調理の業務」に従事していたことを証明するものである。

なお、証明は、施設長が行うことを原則とするが、従事者と施設長が同一人、配偶者若しくは二親等内の血族の関係にある場合又は廃業等によって元の施設長がいない場合には、調理師会等、所属団体の長又は同業者が証明することとしてきたところである。これは、証明しようとする期間について、当該施設又は所属していた団体に記録が残っている場合や、従事施設の近隣の同業者が、当時の状況を詳細に覚えている場合等を想定した措置であり、証明できる者がいない場合は、改めて、調理の業務に従事する必要があるため留意すること。